

事務連絡  
平成22年 5月26日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

### 救急医療管理加算の施設基準に係る届出の取扱いについて

救急医療管理加算については、平成22年度診療報酬改定において新たに施設基準を設けたため、平成22年4月以降に当該加算を算定しようとする保険医療機関は、たとえ改定前に同加算を算定していた場合であっても、施設基準に係る届出を行う必要があります。

こうした取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第2号)第4の1の表1においてお示しをしていたものです。

今般、この取扱いに関して、施設基準を満たしているにもかかわらず、届出が行われていない保険医療機関が少なからず存在することが判明しました。こうした保険医療機関では、従前から地域において救急医療体制を確保していたにもかかわらず、当該加算を算定できない状況にあります。

このため、当該加算の届出について、例外的な取扱いとして、下記のとおり取り扱うことといたしますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう、ご協力をお願いいたします。

### 記

平成22年度診療報酬改定後の救急医療管理加算に係る施設基準の届出について、平成22年3月以前から当該加算を算定していた医療機関においては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第2号)第2の7の規定にかかわらず、平成22年5月31日までに届出書の提出があり、同日中までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5月1日に遡って算定することができるものとする。